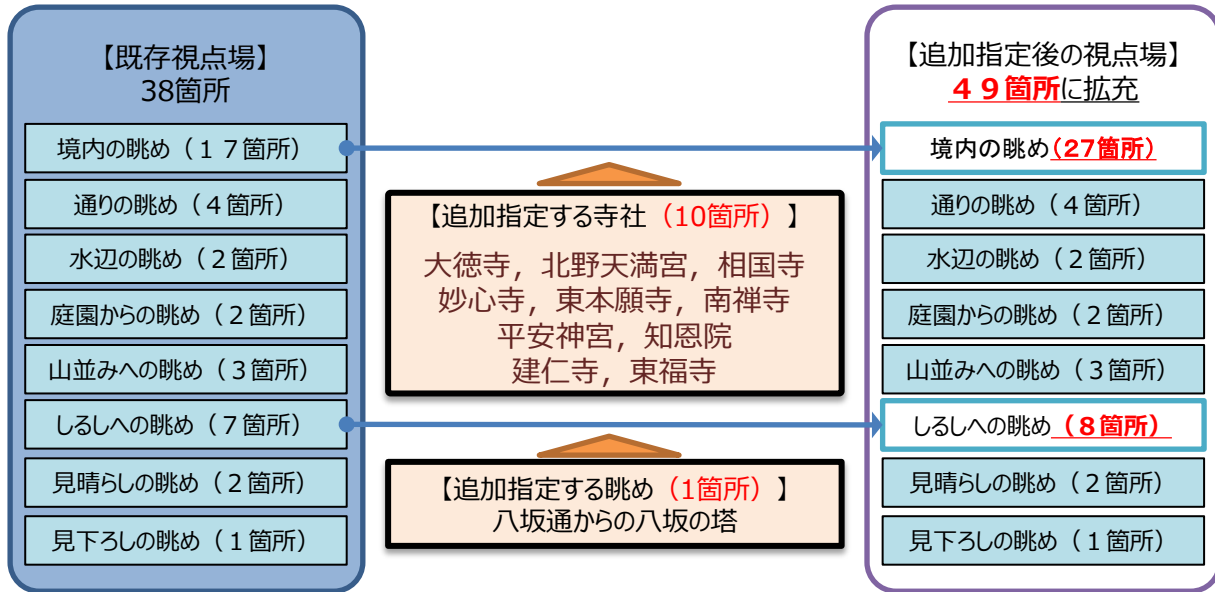


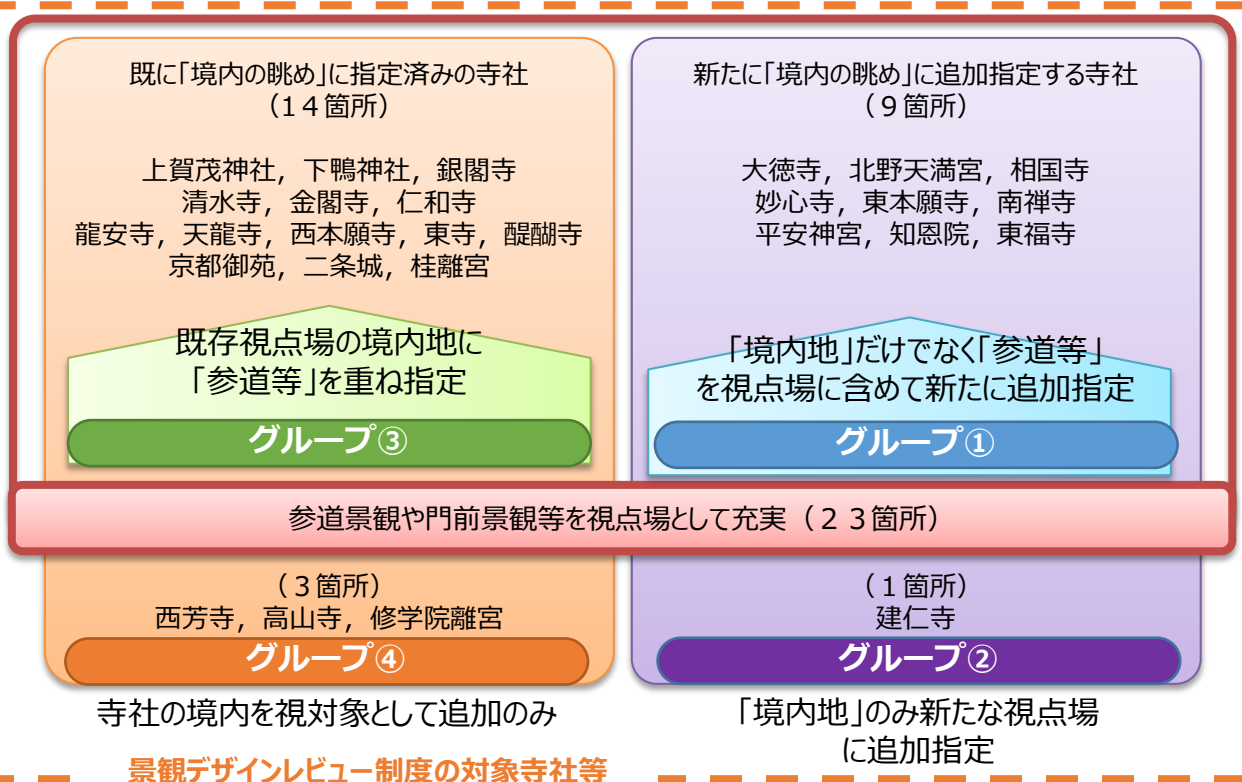
1. 【境内の眺め】【しるしへの眺め】の視点場を追加指定（11箇所）

- 「景観特性」「緊急性」の指標等から、「境内の眺め（10箇所）」「しるしへの眺め（1箇所）」の視点場を追加し、結果として既存視点場38箇所を49箇所に拡充。



2. 参道景観や門前景観等を視点場として充実（23箇所）

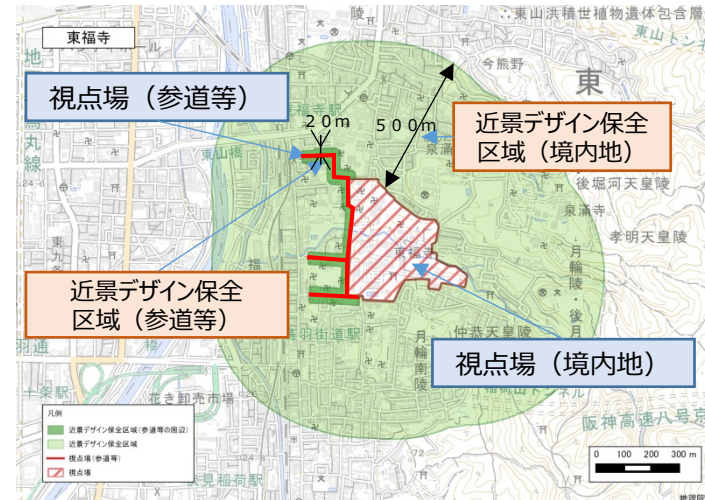
- 歴史的資産である寺社等に関連する参道景観や門前景観などを視点場として充実
- 「景観デザインレビュー制度」の対象とし、きめ細やかにデザインを誘導し、一体的な歴史的景観を形成



3. 寺社の境内地の対象物も視対象として追加

- 寺社内部及び周辺の優れた歴史的景観を保全するため、寺社の境内（視点場）内の対象物も視対象として追加し、「景観デザインレビュー制度」の対象とする

グループ①「境内の眺め」+「参道等の眺め」追加指定：（例）東福寺



(出典) 国土地理院の電子地形図(タイル)に追記



東福寺庫裡



中門の門前の眺め(東向き)

●保全区域の基準(案)

境内の眺め

1 建築物等は、東福寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺め

1 建築物等は、東福寺参道の歴史的建造物及び塀、その周辺の樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、良好な参道の眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、参道の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な参道の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

グループ②「境内の眺め」のみ追加指定：（例）建仁寺



(出典) 国土地理院の電子地形図(タイル)に追記



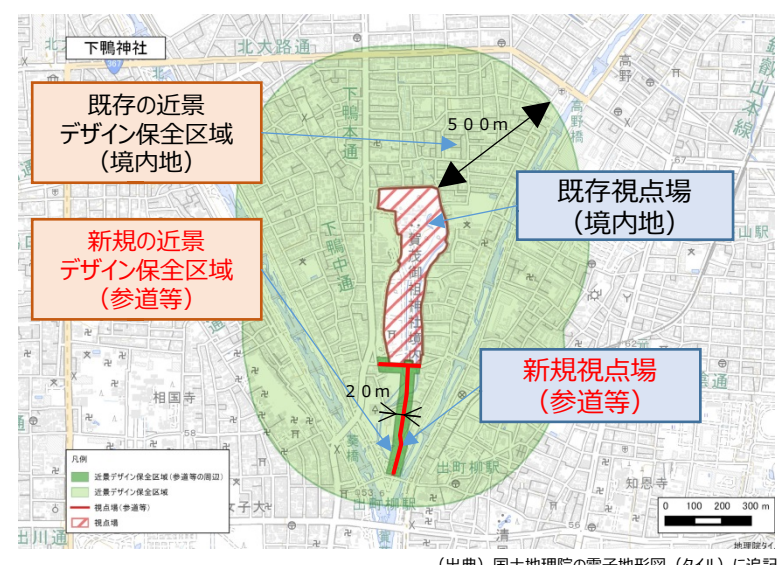
建仁寺山門

●保全区域の基準(案) 境内の眺め

1 建築物等は、建仁寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

グループ③：既存視点場に「参道等」を追加指定：（例）下鴨神社，二条城

グループ④：既存視点場を維持：（例）修学院離宮



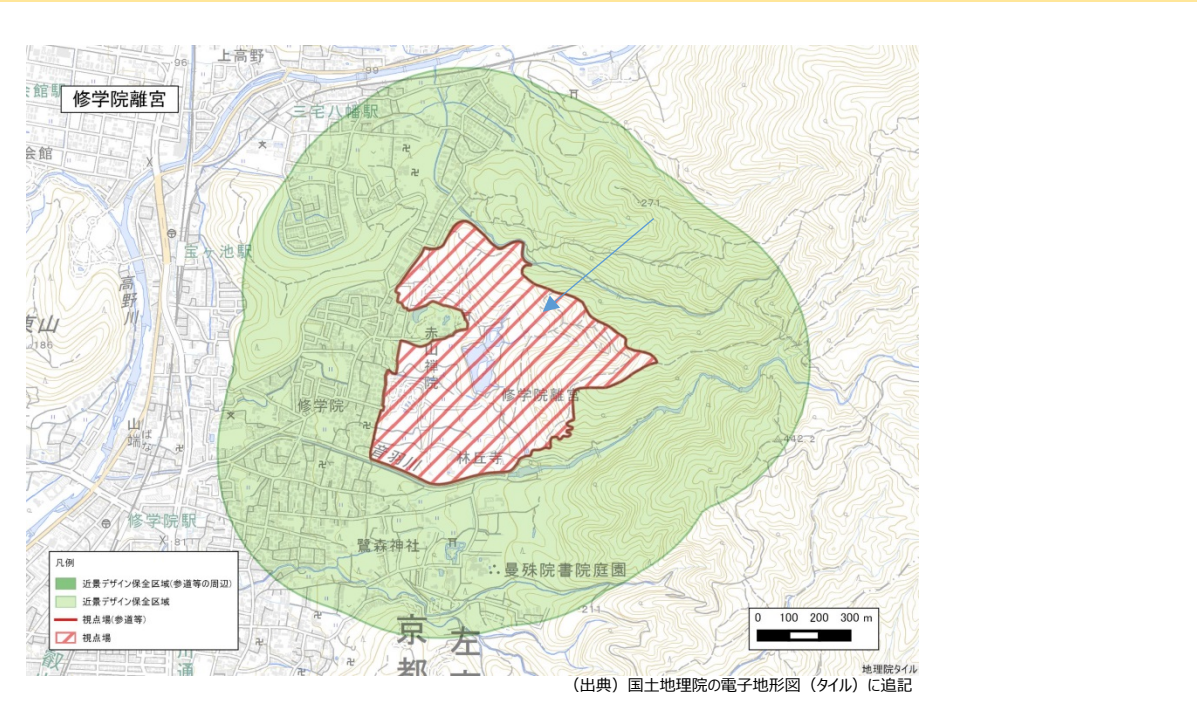
下鴨神社楼門 参道沿いの住宅地

●保全区域の基準(案) 境内の眺め

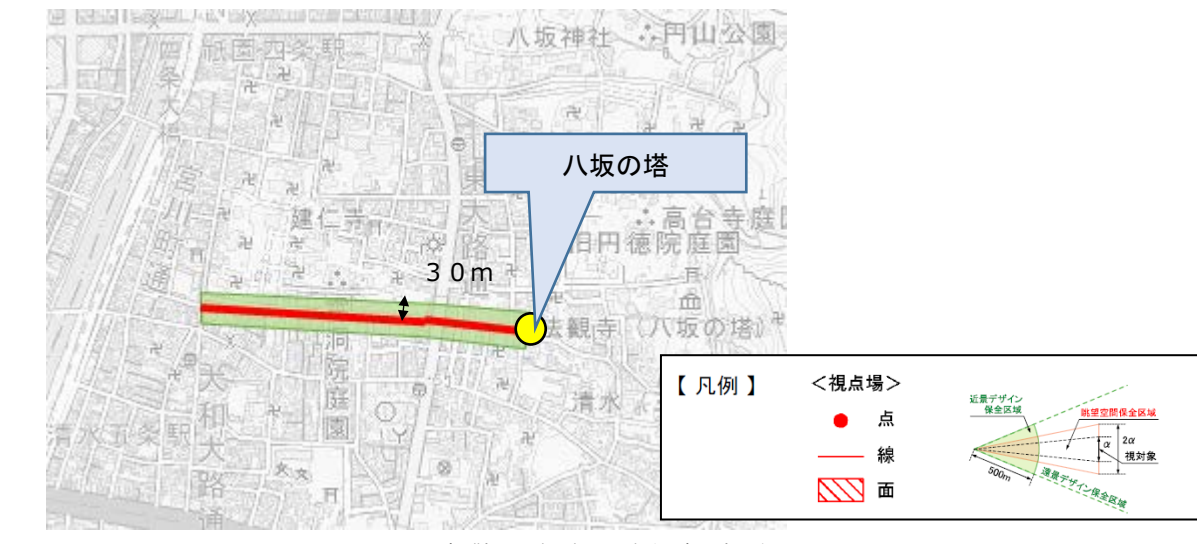
近景デザイン保全区域	1 建築物等は，賀茂御祖神社（下鴨神社）境内の歴史的建造物，樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は，次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定勾配屋根とすること。 ・形状は，切妻，寄棟又は入母屋とすること ・日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺め

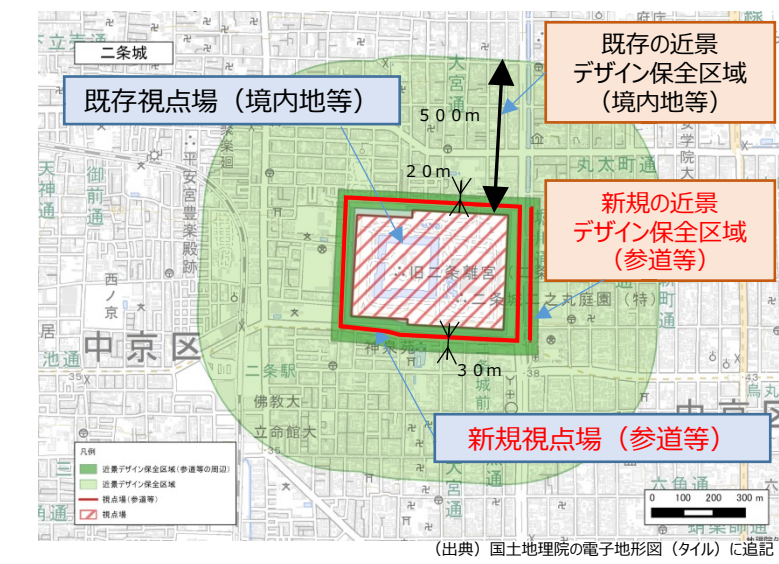
近景デザイン保全区域	1 建築物等は，賀茂御祖神社（下鴨神社）参道の歴史的建造物及び塀，その周辺の樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は，次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定勾配屋根とすること。 ・形状は，切妻，寄棟又は入母屋とすること ・日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，参道の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な参道の眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。 	



【「しるし」への眺め】（例）八坂通からの「八坂の塔（法観寺）」



（出典）国土地理院の電子地形図（タイル）に追記



二条城二之丸庭園からの眺め 堀川通（北向き）

●保全区域の基準(案) 境内の眺め

近景デザイン保全区域	1 建築物等は，二条城の歴史的建造物，樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は，次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，城郭内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な城郭内の眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺め

近景デザイン保全区域	1 建築物等は，二条城郭外周の歴史的建造物，樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な通り景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は，次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とすること。 ・塔屋を設けないこと。 ・建築物等の各部分は，歴史的建造物及び樹木等との通り景観の眺めを阻害しないものとすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，二条城郭外周の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。 	

●保全区域の基準(案) 「しるし」への眺め



八坂通から八坂の塔への眺め

近景デザイン保全区域	1 建築物等は，八坂通から眺める「八坂の塔（法観寺）」及びその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は，次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定勾配屋根とすること。 ・形状は切妻平入りであること。 ・日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものであること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・塔屋を設けないこと。 ・建築物等の各部分は，八坂の塔（法観寺）及び八坂通沿道の歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，八坂通の歴史的な町並みとの調和に配慮したものとすること。 ・法観寺八坂の塔への眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。 	

4. 景観への影響が大きい建築計画等への対応策（景観デザインレビュー制度）について

1 制度の概要・目的

【京都市の役割】

歴史的資産の周辺において「自然、歴史的資産、町並、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じ、適切に眺望景観を創生するため、歴史的資産である寺社等の価値・重要性、周辺の景観形成の状況や歴史・文化・成り立ち等を「歴史的資産周辺プロフィール」等により伝える。

【事業者の役割】

計画の構想段階から建築行為等の設計コンセプトに関し、「歴史的資産周辺プロフィール」などから、地域の景観特性の読み解きと計画への反映等について、市と専門家を交えた協議を行う。

【制度・目的】

景観デザインレビューでの対話を通じて、地域の景観特性を共有することにより、地域特性に応じたデザインへと誘導するとともに、その積み重ねによって、地域の良好な眺望景観を創生する。

2 景観デザインレビューの対象区域

【境内の眺め】を定めた「近景デザイン保全区域」のうち、地域特性に応じた眺望景観を誘導するために市長が指定した区域とする。⇒ 眺望景観創生条例告示にて明記（参考資料1参照）

3 景観デザインレビューの対象とする近景デザイン保全区域の視点場（27箇所）

- 【境内の眺め】に指定済み（17箇所）
⇒ 上賀茂神社、下鴨神社、銀閣寺、清水寺、金閣寺、仁和寺、龍安寺、天龍寺、西芳寺、高山寺、西本願寺、東寺、醍醐寺、京都御苑、修学院離宮、二条城、桂離宮
- 【境内の眺め】に追加指定（10箇所）
⇒ 大徳寺、北野天満宮、相国寺、妙心寺、東本願寺、南禅寺、平安神宮、知恩院、建仁寺、東福寺

4 景観デザインレビューの対象行為

	対象箇所	建築物	特定工作物	道路内工作物等	
A	視点場（境内）	新築，増築	新設	—	
B	視点場（参道等）		—	新設	
C	視点場（境内）に面する敷地		大規模な道路内工作物等の新設	新設	大規模な道路内工作物等の新設
D	視点場（参道等）に面する敷地（Bの近景デザイン保全区域）				
E	上記以外の近景デザイン保全区域（A）				

- 特定工作物
① 駐車場設備（料金徴収機、ゲート）② 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの ③ 自動車車庫（機械式、自走式）
- 道路内工作物等
① 電柱、電線及び変圧塔 ② 公衆電話所、郵便差出箱、信書便差出箱 ③ 案内標識、警戒標識、道路標識、街灯等 ④ 舗装の表層 ⑤ 側溝、街渠、床板、駒止め、柵、擁壁 ⑥ 橋りょう ⑦ 河床、堰、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの ⑧ 高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋

5 景観デザインレビュー制度の運用のフロー図（イメージ）

